

岩手県告示第691号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、久慈市から送付のあった次の変更に係る都市計画の図書の写しを岩手県県土整備部都市計画課に備えておいて縦覧に供する。

平成26年10月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

変更に係る都市計画の種類及び名称

- 1（1）種類 都市計画施設（道路）
 - （2）名称 3・5・15号広美町上長内線、3・5・16号上長内日吉町線、8・6・1号小屋畑川1号線、8・6・2号小屋畑川2号線、8・7・3号上長内中央1号線、8・7・4号上長内中央2号線、8・7・5号上長内中央3号線
- 2（1）種類 都市計画施設（公園）
 - （2）名称 2・2・8号新長内公園、2・2・9号中長内公園、2・2・10号上長内北公園、2・2・11号上長内南公園、3・3・2号長内中央公園
- 3（1）種類 市街地開発事業（土地区画整理事業）
 - （2）名称 長内地区土地区画整理事業